

令和8年3月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

ア	久喜市議会令和8年2月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
イ	久喜市議会令和8年2月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
ウ	令和7年度教職員人事評価結果について・・・・・・・・	17
エ	久喜市障がい児就学支援委員会の答申について・・・・・・・・	18
オ	久喜市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
カ	久喜市立図書館運営審議会の答申について・・・・・・・・	19
キ	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・	20

ア 久喜市議会令和8年2月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）  
について

発言番号 1-1	通告第 3 号	田村 栄子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

1 手書き学習の充実と紙の教科書活用の推進を

《質問の要旨》

- (1) デジタル教科書の活用が進む中で、紙の教科書をより積極的に使用する方針を検討する考えはあるのか。
- (2) 手書きの学習時間が減少している現状を踏まえ、児童生徒が文字を書く機会を確保するために、授業の中で手書きの時間を増やす取組を行う考えはあるのか。
- (3) 書道の時間以外にも、漢字を書き写すなど「手で書く」活動を日常的に取り入れることについて、教育委員会としてどのように考えているのか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

デジタル教科書は、児童生徒個々の学習履歴や学習行動に応じた情報やサービスを提供したり、情報を瞬時にアップデートしたりするなど多くのメリットがございます。一方、「紙の教科書」が持つ独自の価値や重要性も、脳科学や教育心理学の視点から改めて注目されています。

本市では、「誰一人取り残さない教育」の実現に向け、児童生徒一人一人が自立した学習者として、個々の特性や興味関心等に応じた学び方を将来に向かって身に付けることが重要と考えています。「デジタルと紙」、それぞれの有用性を生かし、どちらか一方を選ぶのではなく、目的に応じた使い分けが重要となります。

教育においても、デジタル化が今後も進む時代ではありますが、紙の教科書は「古い媒体」ではなく、「深い思考と記憶」を支えるインターフェースとして重要な役割を担いますので、今後は、デジタルで効率を上げ、紙で思考を深める「ハイブリッドな学び」がスタンダードになると考えます。

次に、(2)と(3)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

授業のデジタル化が進むほど、「手書き」が持つ教育的価値は、むしろ高まっていくものと考えます。脳を広範囲に活性化させ、思考を整理し深めたり、集中

力を維持したりするという点でも、手書きは効果がある学び方であると認識しています。

一方、児童生徒個々に目を向ければ、その特性や興味関心は多様であり、手で書く学び方が適した児童生徒もいれば、極度の困難さを抱える児童生徒もいます。本市では、文字認識や運動機能等の発達を考慮し、小学校低学年では「手書き」を優先し、基礎が固まった段階で効率的な「デジタル」との組み合わせが必要と考えていますので、「漢字を書き写す」活動等の時間も十分確保しつつ、基礎が出来上がった段階からは、教師が一律に学び方を揃えるのではなく、児童生徒一人一人に適した学び方が包摂される「個別最適な学び」を推進してまいります。

発言番号 1-1	通告第 3 号	田村 栄子 議員
----------	---------	----------

#### 《質問事項》

### 2 教員の働く環境改善は

#### 《質問の要旨》

- (1) 本市の小・中学校において、精神疾患を理由に休職している教員は存在するのか。
- (2) 精神疾患を理由に休職している教員がいる場合、直近3年の人数と年度ごとの推移はどうなっているのか。
- (3) 休職には至っていないものの、精神疾患の発病が懸念される、いわゆる「リスクの高い状態」にある教員は把握しているのか。また、その人数や状況についてどのように認識しているのか。
- (4) 精神疾患を未然に防ぐことが重要である。本市としてどのような対策を講じているのか。具体的な取組について伺う。

#### 【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)と(2)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

本市において、精神疾患を理由に休職した教員は、令和4年度、小学校5人、中学校1人、計6人、令和5年度、小学校2人、中学校1人、計3人、令和6年度、小学校3人、中学校2人、計5人、令和7年度は1月末現在で、小学校3人、中学校1人、計4人であり、休職者の割合は国と比較して少ない状況です。

次に、(3)でございます。

教員の心身の健康の把握については、校長による定期的な面談や日々の勤務状況の変化、また各学校での健康管理医による面談、さらには「時間外在校等時間」の状況等により判断し、心身の不調の兆しがある教員の早期の把握に努めています。教員が心身の不調等で休む場合、まずは「病気休暇」から始まり、その期間が90日を超える場合に「休職」となるのが一般的ではありますので、教育委員会では、「病気休暇」の時点から、校長等と連携を取りながら、「休職に至るリスクの高い教員」として状況等を把握し、原因の究明やその解消に努めています。

次に、(4)でございます。

教員が心身ともに健康であることは質の高い教育を実現する基盤となります。教員の精神疾患の多くは、対人関係や多忙感が要因となりますので、「働きやすい職場づくり」が最大の予防となります。教員の精神疾患を未然に防ぐためには、教員自身によるセルフケアと組織による仕組みづくりであるラインケアが重要であると考えます。

セルフケア対策としては、「ストレスチェック」の実施や健康管理医による面談を行っています。教育委員会では長時間勤務や多岐にわたる業務を見直すため、現場の教職員の意見を踏まえた実効性の高い方策をまとめた「久喜市立小・中学校における働き方プラン」の作成に取り組み、学校行事や会議の精査、ICTの活用による事務の簡略化、スクールサポートスタッフの配置、部活動の地域展開等を進めています。

ラインケア対策としては、長時間勤務の解消に向け、「勤務状況調査」の結果をもとに、時間外在校等時間が長い教員に管理職や教育委員会指導主事が面談を行い、改善に向けた相談・支援を行っております。

また、教員の相談窓口を広げるため、医師との面談や臨床心理士による相談、県の相談窓口の紹介などにより、教員がいつでも相談できる環境を整えております。

今後も教員が子供たちと向き合う時間を確保しつつ、心身共に健康に働ける環境づくりに努めてまいります。

発言番号	1-3	通告第	13号	齊藤 広子 議員
------	-----	-----	-----	----------

#### 《質問事項》

#### 1 SDGsの推進とESDのさらなる充実に向けて

#### 《質問の要旨》

(3) 市内の小中学校等において実践されているESDの取組の現状とこれまでに得られた教育的成果、子どもたちの意識や行動の変化について、教

育委員会としての評価を問う。また、E S Dにおいて重点的に取り組んでいるテーマ、地域と連携した学習活動、環境、福祉、多文化共生などの実践事例があれば併せて示されたい。

- (4) 教育委員会や教職員のE S Dに対する理解を深めるための研修や支援体制の整備状況について伺う。あわせて、学校間での好事例の共有や、教育委員会としての後押しの仕組みについて、どのようにとりくんでいるのかを伺う。

**【答弁原稿】**

大項目1の(3)、(4)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(3)でございます。

本市におけるE S Dは、「持続可能な社会の創り手として未来を拓く子どもたちの育成」を基本方針とする「第3期久喜市教育振興計画」に位置付けられ、これまで実践を積み重ねてまいりました。各学校においては、各教科の年間指導計画にSDG sとの関わりを明記しており、児童生徒及び教員が共にE S Dの視点を意識した学習活動に取り組んでいます。

本市の学校では、探究的な学びに力を入れていますが、SDG s実現に向けた探究課題を設定し、課題解決に取り組む児童生徒が多いことも、これまでの取り組みの成果と受け止めています。また、令和7年度の全国学力・学習状況調査では、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の質問に、肯定的な回答をした児童生徒が全国平均を上回っています。

具体的な活動内容としては、地域の皆様と共に取り組む防災活動や、ビオトープを生かした動植物が住みやすい自然環境づくり、企業と連携したマイ・エコバッグ作成など、各学校の地域資源や企業・大学等と連携したE S Dを実施しています。

次に、(4)でございます。

教育委員会では、これまで優れたE S Dの取組が評価されE S D大賞を受賞した学校などの実践を共有する研修会の開催や、E S Dの視点を取り入れた授業の公開などを通じて、児童生徒及び教員のE S Dに対する理解を深め、実践する意欲を高めてまいりました。また、社会とつながり学びが深まる連携可能な企業等の紹介や、探究的な学びに活用できる教材の貸し出しを行っています。

さらに、「持続可能な開発のための教育推進の拠点」と位置付けられるユネスコスクールに2校が承認され活動しています。

今後も、E S Dの取組に関わる研修を充実させるとともに、県が開催する研修会の周知や関連する企業等との連携を通して、E S Dのさらなる充実に努めてまいります。

発言番号 1-4	通告第 11 号	大谷 和子 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 義務教育学校の開校による空き校舎活用を見据えた「学びの多様化学校」の設置について

《質問の要旨》

久喜市の「誰ひとり取り残さない教育」に、授業時数の削減や柔軟なカリキュラムが可能な「学びの多様化学校」を設置する必要があると考え、以下伺う。

- (1) 「学びの多様化学校（不登校特例校）」の必要性をどう認識しているか。
- (2) 教員の働き方改革の観点からも特例校設置を検討できないか。
- (3) 義務教育学校開校により空き校舎となる鷺宮小学校は、駅近という好立地にあり、通学利便性が不可欠な特例校として最適である。市長および教育長の決断を求めるが見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

本市ではこれまで、不登校対策として市内4か所の教育支援センターの機能強化や、久喜市オンライン分教室KDXの設置、校内教育支援センター「スペシャルサポートルーム」の開設など、多様なニーズに応じた「個別最適な学びの場」を全国に先駆けて提供してきました。令和6年度には、それまで増加の一途をたどっていた不登校児童生徒数が減少に転じ、全国的には増加し続ける中で、本市の取組は一定の成果を上げていると受け止めています。

学びの多様化学校は、平成28年に、不登校児童生徒への支援について初めて体系的に規定した「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、国及び地方公共団体が、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備を努力義務としたことにより設置を進めることになりました。これを受け文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLOプラン』」において、個々のニーズに応じた学びの場としての不登校特例校である「学びの多様化学校」の設置促進を掲げています。「学びの多様化学校」には、「子どもが学校に合わせるのではなく、学校が子どもに合わせる」という構造的な転換があり、授業時数を大幅に削減できることや、始業時間を遅らせられるなどの柔軟性を有していること、児童生徒の興味関心に応じた独自のカリキュラムの設定が可能となることなど、様々な困難を抱え、心理的にも不安な状況にある不登校児童にとっては魅力的な学びの場の一つになると考えます。

次に、(2) でございます。

現在、本市の教職員は、不登校を未然に防ぐ取組とともに、不登校児童生徒に寄り添い、状況の改善に努めています。不登校児童生徒に対しては、オンライン授業への参加や学習課題の提供、家庭訪問、電話連絡、さらには心理士等の専門家との面談設定など多岐にわたります。

「学びの多様化学校」が開設されれば、不登校の児童生徒にとっては選択肢が増えることになり、支援リソースの集中による教育効果も期待できます。一方、不登校の要因や状況は様々で転籍を要する「学びの多様化学校」にすべての児童生徒が希望することは考えにくく、入学者の見通しが立ちにくい側面があり、また、転籍を選択しなかった不登校児童生徒への支援は引き続き継続することになりますので、必ずしも教職員の負担軽減につながらないことも考えられますので、このことについては十分な情報収集、調査研究が必要と考えます。

次に、(3) でございます。

「学びの多様化学校」は、不登校対策として有効であり注目も集めていますが、課題も多く全国的に設置は進んでおりません。国からの補助はあるものの持続的に運営するには多額の財政負担があることや、不登校の状況にある児童生徒は、それぞれに状況が異なり、学校を設置した場合の入学者数を見込むことが難しいこと、また不登校の児童生徒を担当する教職員の専門性の確保などが理由として挙げられています。

そこで国は、「学びの多様化学校」を独立した学校である「本校型」のほか、母校から分離する「分校型」、特定の学級を指定する「分教室型」の設置を認めています。本市において「学びの多様化学校」設置の検討にあたっては、不登校児童生徒数やその状況、これまで実施してきた教育支援センターや共同オンライン分教室、また民間のフリースクールの参加状況などをまずは見極める必要がありますが、すでに鷲宮中学校に設置している「久喜市共同オンライン分教室」は、そもそも県が認めた不登校対策の「分教室」ですので、これを、「分教室型」の「学びの多様化学校」に発展させられるかどうかを軸に、今後検討していきたいと考えています。

発言番号	1-4	通告第	11	号	大谷	和子	議員
------	-----	-----	----	---	----	----	----

《質問事項》

- 2 義務教育学校の開校による空き校舎活用を見据えた「学びの多様化学校」の設置について

《質問の要旨》

久喜市の「誰ひとり取り残さない教育」に、授業時数の削減や柔軟なカリキュ

ラムが可能な「学びの多様化学校」を設置する必要があると考え、以下伺う。

- (1) 「学びの多様化学校（不登校特例校）」の必要性をどう認識しているか。
- (2) 教員の働き方改革の観点からも特例校設置を検討できないか。
- (3) 義務教育学校開校により空き校舎となる鷺宮小学校は、駅近という好立地にあり、通学利便性が不可欠な特例校として最適である。市長および教育長の決断を求めるが見解を伺う。

**【答弁原稿】※市長答弁**

大項目2の(3)のご質問に対してご答弁申し上げます。

私としても、不登校児童生徒支援は非常に重要なものであると認識しております。本市ではこれまでに、多様なニーズに応じた「個別最適な学びの場」をいち早く整えてきており、一定の成果を上げております。今後不登校支援をより充実させることで、「誰一人取り残さない」久喜市の教育をさらに推進していくことが必要であると考えております。

「学びの多様化学校」の設置につきましては、ただ今の教育長答弁のとおり、教育委員会の意向を踏まえ、総合教育会議で議論し、本市の子どもたちにとって最も効果的な不登校支援を総合的に検討し判断してまいります。

発言番号	1-5	通告第	15号	春山	千明	議員
------	-----	-----	-----	----	----	----

《質問事項》

- 1 学校体育施設開放事業として使用されている体育館のトイレは早急に洋式化を

《質問の要旨》

- (2) 体育館のトイレで和式のみ学校は何校あるのか伺う。
- (3) 「開放事業」で使用するトイレは、優先的かつ早急に洋式化を進めるべきだかがいかか。

**【答弁原稿】**

大項目1の(2)及び(3)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。  
はじめに、(2)でございます。

体育館のトイレが和式のみとなっている学校は、清久小学校、久喜東小学校、菖蒲東小学校、栗橋南小学校、栗橋小学校、桜田小学校、東鷺宮小学校、太東中学校、鷺宮中学校、鷺宮東中学校の10校でございます。

次に、(3)でございます。

教育委員会といたしましては、子ども達の教育環境を整えることが第一の使

命であると考えておりました、トイレの洋式化等の改修工事は、児童生徒の利用頻度が高い校舎を優先して実施してまいりました。

このような中、トイレの洋式化率は、学校により差がありますが、平均で6割を超えるところまで進んできたところでございます。

一方、既存の学校施設を有効活用しながら、市民のスポーツ・レクリエーション活動にご利用いただく学校体育施設開放事業において、洋式トイレでないで困る高齢の利用者がいらっしゃることも伺っております。

このようなことから、今後につきましては、各学校の状況を踏まえつつ、体育館トイレの洋式化についても検討してまいりたいと考えております。

発言番号 1-5	通告第 15 号	春山 千明 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

3 特別支援教育就学奨励費制度における所得審査（所得制限）を見直すべき

《質問の要旨》

- (1) 久喜市における特別支援教育就学奨励費の認定状況と所得制限によって支給対象外となっている直近の世帯数を伺う。
- (2) 所得に関わらず、障がい児世帯には共通して負担増となっているが、久喜市としてこの実態をどう認識しているのか伺う。
- (3) 「誰一人取り残さない」久喜市の子育て、教育に逆行していると思うがいかがか伺う。
- (4) 他自治体のように所得制限の緩和や支給品目の一部からでも所得制限をなくすべきだと考えるがいかがか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和7年度の特別支援教育就学奨励費の申請件数は、令和8年1月21日時点で261件でございます。このうち認定となったものは218件、所得基準により不認定となったものは12件でございます。このほか、支給額がより有利な就学援助の取扱いとしたものが29件、審査中が2件でございます。

次に、(2)でございます。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の世帯につきましては、それぞれの特性に応じて必要となるものがあるなど、経済的な負担につながる場合もあるものと認識しております。

次に、(3)でございます。

特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じた援助をするという国の制度に基づいた運用をしております。

このようなことから、所得額に応じて、段階的に財政的支援を行うことは、やむを得ないものと考えております。

次に、(4)でございます。

特別支援教育就学奨励費につきましては、埼玉県内の全ての市において、国の定める認定基準に基づいて実施しており、本市におきましても、引き続き、国の制度に準じた取組を行ってまいりたいと考えております。

発言番号 2-3	通告第 7 号	瀬川 泰祐 議員
----------	---------	----------

#### 《質問事項》

- 1 学校開放事業の運用を見直し、効果的な市民活動の場を創出すべき

#### 《質問の要旨》

- (3) 久喜市では、学校体育施設の開放は進んでいる一方で、体育施設以外の開放はほとんど行われていないと認識している。これまでの教室開放の実績について伺う。
- (4) 教室や体育施設を開放するにあたっては、安全対策や管理方法が主な課題であると認識している。現在ある学校施設の中で、新たに市民活動に開放できそうな条件を備えた教室や体育施設があるか伺う。

#### 【答弁原稿】

大項目1の(3)のご質問と(4)のご質問のうち、教育委員会所管部分についてご答弁申し上げます。

はじめに、(3)でございます。

学校教室の開放につきましては、旧上内小学校の「ふれあいの部屋」がございましたが、令和7年4月30日の廃校に伴って廃止したことから、現在、開放している教室はございません。

この「ふれあいの部屋」の利用実績でございますが、令和元年度まで1団体が利用しており、令和2年度以降の利用はございませんでした。

次に、(4)でございます。

学校教室につきましては、市民活動の場として使用していただくことを前提とした施設構造ではございませんので、開放可能な条件を備えておらず、現状において、恒常的な開放は難しいものと考えております。

一方で、現在も、学校長の権限により、学校教育に支障がない範囲で一時的に

利用を認めていることもございますので、要望等がある場合は、そのような一時的な利用を検討していただきたいと思いますと考えております。

発言番号 3-4	通告第 10 号	渡辺 昌代 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

3 菖蒲地区の「道のオアシス」「鎮守の森公園」のトイレの改善を早急に

《質問の要旨》

(3) 小中学校のトイレの洋式化について伺う。

【答弁原稿】

大項目3の(3)のご質問に対してご答弁申し上げます。

現在、教育委員会では、児童生徒の安全を最優先し、校舎の外壁改修や屋上防水改修などを鋭意進めているところでございます。

このような中、小中学校のトイレにつきましては、これまで、日常における児童生徒の利用頻度が高い、校舎を中心に洋式化等に取り組んでまいりました。その結果として、一定程度の洋式化が進んだことから、今後は、各学校の状況を踏まえ、体育館トイレの洋式化についても、検討してまいりたいと考えております。

発言番号 4-2	通告第 8 号	丹野 郁夫 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

1 寄り添った不登校対策と支援を

《質問の要旨》

- (1) 不登校児童生徒数の推移と不登校が長期化している割合を伺う。
- (2) 不登校の長期化について、どのような課題を認識しているか伺う。
- (3) 不登校児童生徒について、教育相談員やスクールカウンセラー等を配置しているが、市全体を統括把握するシステムとなっているか伺う。
- (4) 居場所づくりとしてオンライン分教室やメタバースの活用等を行っているが、課題等について把握状況を伺う。
- (5) 学校に戻すかどうかではなく、社会といかにつながり続けられるかが重要と考える。市の方策について伺う。
- (6) 叱ることと不登校との相関について見解を伺う。
- (7) オンライン授業と出欠取扱いの現状と課題を伺う。

## 【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

不登校児童生徒数の増加は、子どもの将来、家庭の安定、そして日本社会全体の持続可能性に関わる深刻な課題と考えます。令和6年度の国の調査では、小中学校の不登校児童生徒数は35万人を超え、12年連続で増加し続け過去最多となっています。本市の「不登校により年間30日以上欠席した児童生徒」は、令和4年度、小学校68人、中学校187人、令和5年度、小学校69名、中学校196名、と増加し続けていましたが、令和6年度は、小学校66名、中学校179名と減少しています。そのうち、年間90日以上欠席した割合は、令和4年度、小学校50.0%、中学校63.1%、令和5年度、小学校23.2%、中学校71.9%、令和6年度、小学校51.5%、中学校64.8%と不登校が長期化する傾向にあります。

次に、(2)でございます。

不登校の長期化は、単に休みの期間が長くなり学習機会が失われるだけでなく、「社会とのつながりが希薄になること」「再出発のハードルが高くなること」などが課題と考えます。子どもにとって学校という貴重な社会的接点が失われることは、社会性の発達に影響を与えたり、自責の念による自己肯定感の低下につながったりします。また学校に行かないことによる学習への影響は将来の進路における「選択肢」の幅を狭めることが危惧されます。

次に、(3)でございます。

不登校児童生徒の増加と長期化に対応するためには、従来の「学校への登校を促す」という側面から、「個々の学びと育ちを多層的に支える」伴走・プラットフォーム的な役割へと転換することが必要と考えます。そこで、学校やスクールカウンセラー、教育相談員等が把握した不登校児童生徒の欠席、相談・支援状況などの教育データを可視化し、学校内で共有することはもちろん、教育委員会も把握し、「だれが、どのような状況で、どこにつながっているか」を、よりリアルタイムで統括する仕組みを整えています。

次に、(4)でございます。

久喜市共同オンライン分教室は、学校に行けないことで社会や学びから切り離されてしまうことを防ぐために県の許可を得て設置したもので、教育支援センターやフリースクールに行くことも困難な生徒に、自宅から学べる「心理的な安全圏」を提供しています。現在は、対面では緊張する生徒でもコミュニケーションが容易になるメタバースを活用していますが、このメタバース空間では、eスポーツ英会話を実施しているほか、保護者を交えたオンライン面談なども行っています。一方、オンラインは画面越しであるため、表情や細かい感情の変化など非言語情報を察知しにくいいため、深いメンタルケアには限界があることや、

オンラインから「リアル」への「接続」の問題、いかにして現実の社会や対人関係につながるかなど難しい課題がございます。

次に、(5)でございます。

国が令和5年に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプラン」において、「学校に戻すこと」から「社会的自立、社会とつながること」へ重点が変わっています。本市では、「学校に行かない」ことが「教育を受けられない」ことにならないように、市内4か所の「適応指導教室」を「教育支援センター」へと機能強化を図ったほか、「共同オンライン分教室(KDX)」を全国に先駆けて設置、メタバース空間の活用、そして昨年度からは中学校に「校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)」を開設するなど様々な取組を行ってきました。

次に、(6)でございます。

不登校の要因は、家庭環境、友人関係、学業不振、そして学校における教職員との関係など、背景にある多様な要因が複雑に絡み合っていると考えます。「叱ること」と不登校の相関については、単に「叱ることが不登校の原因」になると一概には言えませんが、児童生徒一人一人の特性や背景をよく理解すること、その上で心理的安全性に配慮しながら、個に応じた最適な指導を行うことが大切であります。したがって「過度な叱責」や「不適切なタイミングで叱ること」は、子どもを精神的に追い詰め、自己肯定感の低下につながり、結果的に不登校のきっかけや長期化の原因になり得ると考えます。

次に、(7)でございます。

不登校児童生徒に対するオンライン授業については、文部科学省の要件に基づき、学習内容等を確認した上で、校長の判断で「出席扱い」とする措置をとっています。また、教育支援センターから在籍学級のオンライン授業を受けた場合も「出席扱い」としております。在籍校でのオンラインによる学習支援を行う際の課題としては、授業を行う教員が、教室で授業を受けている児童生徒と、オンラインで授業を受けている児童生徒の学習状況を、同時並行的に把握する必要があり「個別最適化」することに難しさがあることや、オンラインで参加する児童生徒の心理的ハードルを払拭することなどが課題としてございます。今後も、オンラインによる効果的な学習支援は不登校対策の重要な取組と考えますので、学校とも連携し、教員の働き方の視点も含め検討してまいります。

発言番号 4-3	通告第 17 号	猪股 和雄 議員
----------	----------	----------

#### 《質問事項》

- 4 中学校体育館のエアコン稼働を踏まえて、小学校体育館へのエアコン設置の推進を求める

《質問の要旨》

- (1) 各中学校の体育館エアコンの稼働状況、冷房・暖房それぞれ稼働させた学校数、最多稼働日数、最少稼働日数、平均稼働日数は。
- (2) 望ましい温度の基準を示しているが、運動で使う場合と集会で使う場合で柔軟に稼働させるのが当然だが、どのように対応しているか。
- (3) 1月中旬に小学校の行事に参加したが、児童が冷たい床に直接座っていた。児童の健康を守るためにも、夏、冬のエアコン稼働が必要であるが、教育委員会の認識は。
- (4) 財政的理由から小学校体育館は先送りされたと認識している。検証を待つまでもなく必要性は明らかであるから小学校への設置計画策定を進めるべきだがいかがか。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

エアコン稼働状況につきましては、令和8年1月21日現在で、冷房が9校、暖房が全10校でございます。

最多稼働日数は、暖房は久喜南中学校で64日、冷房は栗橋西中学校で49日となっております。

最少稼働日数は、暖房は太東中学校と鷲宮西中学校で32日、冷房は太東中学校、菖蒲中学校、栗橋東中学校で1日となっております。

平均稼働日数は、暖房が約41日、冷房は約10日となっております。

次に、(2)でございます。

屋内運動場のエアコンの運用につきましては、平成30年11月に策定した「久喜市小・中学校エアコン運用ガイドライン」に準じて運用することとしておりましたが、令和7年11月に屋内運動場での利用を踏まえた内容に改訂したところでございます。

ガイドラインには、標準的な稼働期間や、稼働時間、標準温度などを定めておりますが、様々な状況に応じる必要性も認識しておりますことから、学校長の判断で柔軟に運用できることとしております。

次に、(3)と(4)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

屋内運動場へのエアコン設置は、子ども達の健康や、教育環境の確保のほか、災害時の避難所運営等の観点からも必要であると認識しております。

このような中、小学校への設置につきましては、中学校の使用状況や省エネ化等の検証を行い、その結果を活かした仕様の検討を行いたいと考えております。具体的な設置時期につきましては、その検討結果を踏まえる必要がありますことから、現時点で、お示しすることは難しいところでございます。

発言番号 4-6	通告第 20 号	奈良 政宏 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 部活動の地域移行・地域展開について

《質問の要旨》

- (1) 本市における部活動の地域移行および地域クラブ活動の推進状況について、現時点での検討状況と進捗を伺う。
- (2) 国の令和7年12月に策定したガイドラインの趣旨を踏まえ、本市が考える地域移行・地域クラブ活動の運営体制や支援方針について伺う。
- (3) 部活動の地域移行を進める上での課題に対し、本市としてどのような対応策や支援策を検討しているか伺う。
- (4) 今後のスケジュールや本市独自の推進計画・目標について、整理されているものがあれば伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

本市は、令和5年度から始まった国の実証事業に参加し、中学校部活動の地域移行に取り組んでまいりました。その結果、対象の130の部活動のうち、令和7年度末までに76部は休日の活動を地域クラブに展開します。複数校から生徒を受け入れる地域クラブや男女ともに活動する地域クラブもございますので、56の地域クラブがその受け皿となる予定です。また、部活動にはない種目の活動を行う地域クラブも4つございますことから、合計60の地域クラブが令和8年度から活動する予定です。

中学校の部活動を地域のスポーツ、文化芸術団体に移行することに関し、文部科学省は令和7年12月22日、改革推進に向けた新たな指針を策定しました。受け皿となるクラブ活動に対する認定制度を設けて安心な環境を構築することや、懸案となっている指導者の確保、保護者負担の軽減に関しては国が関与することなどが明記されています。また、令和5年度からの「改革推進期間」に続き、令和8年度から6年間を「改革実行期間」とし、取組みの名称も「地域移行」から「地域展開」と変更し、平日も含め、地域への移行を加速するとしています。これを受け本市では、「久喜市の『休日の部活動』地域移行に係る基本方針」を「久喜市の『休日の部活動』地域展開に係る基本方針」に改め、休日については令和9年度までに地域展開を完了することを目途に取組みを進めることとし、国が示す基準に基づき、「地域クラブ活動認定制度」の構築などについて今後検討してまいります。

次に、(2)でございます。

持続的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供するためには、適切な運営体制の整備は必須であります。運営体制につきましては、これまで設立しました地域クラブの各「実施主体」を統括するとともに、連絡調整や安全管理の運営・管理を担う「運営主体」として今後設置する方針で、国のモデルプランを参考に、本市の状況に最適な体制を「久喜市中学校地域クラブ活動推進会議」において検討してまいります。併せて、地域クラブ活動に要する費用等への支援の在り方についても検討してまいります。

次に、(3)でございます。

地域展開を実現するには、持続的な運営体制の整備のほか、特に指導者の確保や保護者の費用負担など資金の確保が課題であると考えます。指導者の確保については、地域スポーツ団体・文化団体、退職教職員など幅広い層へ働きかけ、ホームページ等での公募を行うとともに、希望する教職員の兼職兼業の促進にも努めています。運営に要する資金の確保については、今般国から示された参加費の目安をもとに「久喜市中学校地域クラブ活動推進会議」において検討するとともに、国や県からの財政支援を引き続き求めてまいります。また、経済的理由により活動を断念することのないよう、必要な支援策についても検討してまいります。

次に、(4)でございます。

文部科学省が令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を受け、本市でも、令和6年1月に策定しました「久喜市の『休日の部活動』地域移行に係る基本方針」を改定し、「令和9年度までに休日における部活動を地域クラブ活動に展開する」ことを目標とし部活動改革を進めてまいります。また、生徒のニーズに応じられるよう、これまでの学校部活動にはない多様な選択肢を用意することも重視してまいります。なお、平日の活動については、今後も学校部活動として継続してまいります。国や県の動向を注視しつつ、将来的な地域展開の可能性について検討してまいります。

イ 久喜市議会令和8年2月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決結果	
議案 第83号	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第10号）について	令和8年1月27日 令和8年3月3日	可決	令和8年1月定例会 教育長報告エ
議案 第89号	令和8年度久喜市一般会計予算について	令和8年1月27日 令和8年3月3日	可決	令和7年12月定例会 議案第54号
議案 第106号	久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例	令和8年1月27日 令和8年3月3日	可決	令和8年1月定例会 議案第2号
議案 第109号	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第11号）について	令和8年2月8日 令和8年3月3日	可決	令和8年2月定例会 教育長報告ア
議案 第110号	令和8年度久喜市一般会計補正予算（第1号）について	令和8年2月8日 令和8年3月3日	可決	令和8年2月定例会 教育長報告イ

# ウ 令和7年度教職員人事評価結果について

## 令和7年度 久喜市立小・中学校教職員人事評価 最終評価結果

### 1 本採用職員

最終評価・結果分布

職種	実数					百分率				
	A	B	C	D	合計	A	B	C	D	合計
校長	12	19	0	0	31	38.7%	61.3%	0.0%	0.0%	100.0%
教頭	9	22	0	0	31	29.0%	71.0%	0.0%	0.0%	100.0%
主幹教諭	11	6	0	0	17	64.7%	35.3%	0.0%	0.0%	100.0%
教諭	132	331	2	0	465	28.4%	71.2%	0.4%	0.0%	100.0%
養護教諭	10	15	0	0	25	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	100.0%
栄養教諭	1	2	0	0	3	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
事務職員	12	9	0	0	21	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	187	404	2	0	593	31.5%	68.1%	0.3%	0.0%	100.0%

チームワーク行動評価・結果分布

職種	実数					百分率				
	A	B	C	D	合計	A	B	C	D	合計
校長	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
教頭	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
主幹教諭	17	0	0	/	17	100.0%	0.0%	0.0%	/	100.0%
教諭	463	2	0	/	465	99.6%	0.4%	0.0%	/	100.0%
養護教諭	25	0	0	/	25	100.0%	0.0%	0.0%	/	100.0%
栄養教諭	3	0	0	/	3	100.0%	0.0%	0.0%	/	100.0%
事務職員	20	1	0	/	21	95.2%	4.8%	0.0%	/	100.0%
全体	528	3	0	/	531	99.4%	0.6%	0.0%	/	100.0%

17

### 2 任期付職員、臨時的任用職員及び再任用職員

最終評価・結果分布

職種	実数					百分率				
	A	B	C	D	合計	A	B	C	D	合計
教諭	12	98	0	0	110	10.9%	89.1%	0.0%	0.0%	100.0%
養護教諭	2	4	0	0	6	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
事務職員	5	8	0	0	13	38.5%	61.5%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	19	110	0	0	129	14.7%	85.3%	0.0%	0.0%	100.0%

チームワーク行動評価・結果分布

職種	実数					百分率				
	A	B	C	D	合計	A	B	C	D	合計
教諭	110	0	0	/	110	100.0%	0.0%	0.0%	/	100.0%
養護教諭	6	0	0	/	6	100.0%	0.0%	0.0%	/	100.0%
事務職員	13	0	0	/	13	100.0%	0.0%	0.0%	/	100.0%
全体	129	0	0	/	129	100.0%	0.0%	0.0%	/	100.0%

〈 総合評価 評価者評価の基準 〉

- A … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている
  - B … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、概ね期待どおりである
  - C … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である
  - D … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
- (注) 標準的な評価段階は「B」である

〈 チームワーク行動評価 評価者評価の基準 〉

- A … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである
  - B … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが、改善すべき点がある
  - C … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
- (注) 標準的な評価段階は「A」である

# エ 久喜市障がい児就学支援委員会の答申について

久教指第4000号

令和8年2月6日

久喜市教育委員会教育長  
柿沼 光夫 様

久喜市障がい児就学支援委員会  
委員長 山本 千恵子



令和7年度久喜市障がい児就学支援委員会の在学児童・生徒  
及び就学児の審議結果について（答申）

令和7年8月26日に諮問のあった件について、慎重な審議の結果、下記のと通りの意見となりましたので、ここに答申します。

また、当該児童・生徒及び就学児については、今後適切な配慮が必要と思われますので、適正な措置について御配慮くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 審議対象者及び審議結果

審議対象者		審議結果									
		通常	特別支援 学級 (知的)	特別支援 学級 (白閉・ 情緒)	特別支援 学級 (肢体)	特別支援 学級 (弱視)	特別支援 学級 (病弱)	特別支援 学校・高 等部・分 校	通常 (通級・ 情緒)	通常 (通級・ ことば)	その他 (高校 等)
就学児	88	18	18	19	0	0	1	21	4	7	0
小学校	303	96	50	60	0	0	0	6	26	65	0
中学校	64	10	6	8	0	0	1	0	2		37
合計	455	124	74	87	0	0	2	27	32	72	37

カ 久喜市立図書館運営審議会の答申について



久 図 審 第 6 号  
令 和 8 年 3 月 4 日

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫 様

久喜市立図書館運営審議  
会 長 松 本 秀 樹



久喜市立図書館の基本的運営方針の改訂について(答申)

令和7年7月24日付け久教生第311号で諮問のあった久喜市立図書館の基本的  
運営方針の改訂について、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。

教育長報告キ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき  
ましては、人事案件であるため非公開です。

**【職種】**

**1 事務補助員**